

商工会議所の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む
「地道な販路開拓事業」に対し費用の2/3を補助します

小規模事業者持続化補助金のご案内

本事業は、小規模事業者が新たな販路開拓などを目的に取り組む事業に対し、中小企業庁が費用の一部を補助するものです。《募集期間:2019年4月25日(木)～6月12日(水)》

補助金を受けるためには申請書類を提出し、書類審査を受けることになります。当該補助金の詳しい内容は下記ウェブサイトをご覧ください。

<p>補助対象者</p>	<p>〈小規模事業者〉</p> <table border="0"> <tr> <td>卸売業・小売業</td> <td>常時使用する従業員の数</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業（宿泊業・娯楽業以外）</td> <td>常時使用する従業員の数</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業のうち宿泊業・娯楽業</td> <td>常時使用する従業員の数</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>製造業その他</td> <td>常時使用する従業員の数</td> <td>20人以下</td> </tr> </table>	卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下	サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下	サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下	製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下
卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下											
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下											
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下											
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下											
<p>補助率等</p>	<p>1件あたりの補助上限額 50万円（補助率2/3）</p> <p>買物弱者対策事業を行う事業者、創業して間もない事業者で一定の条件を満たす場合には上限100万円</p> <p>⑨ 補助金の入金は事業完了報告書を提出し約3ヶ月後となりますので、いったん費用を全額支払う必要があります。資金繰りについても併せてご相談ください。</p>												
<p>販路開拓 取り組み例</p>	<p>①新商品開発に要する原材料費、新サービス開発に要する外注費 ②新たな販促用チラシの作成、配布費 ③テレビ、新聞、ラジオなどのマスコミ媒体やウェブサイトでの広告宣伝費 ④自社ホームページの開設費、ネット販売システムの構築費 ⑤店舗看板の新設費 ⑥集客力アップのための店舗改装費（陳列レイアウト改良など） ⑦国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加費 ⑧商品パッケージ（包装）のデザイン改良費 ⑨買物弱者対策事業において移動販売、宅配事業をするために車両の購入に必要な費用</p>												
<p>募集期限</p>	<p>受付締切：2019年6月12日（水）当日消印有効</p> <p>申請にあたって、商工会議所が発行する「事業支援計画書」の添付が必要です。当所では「事業支援計画書」等作成にあたり、最短で3営業日いただいておりますのでお早めにご相談ください。</p>												

※公募要領や申請書は下記ウェブサイトからダウンロードしご利用ください。

<https://h30.jizokukahojokin.info/>